

電気設備精密点検業務委託仕様書

1 精密点検概要

- (1) 件 名 電気設備精密点検業務委託
- (2) 履行場所 横浜市南区六ツ川 2-138-4
地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センター
- (3) 契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- (4) 点検箇所 第1回目 令和6年5月～令和6年6月頃の土日2日間を予定
及び実施日 周産期棟・管理棟・車庫棟
内 電気室等及び付属する電気系統
第2回目 令和6年10月～令和6年11月頃の土日2日間を予定
本館地下・本館・周産期棟・車庫棟
内 電気室等及び付属する電気系統
この他、契約期間内に行う点検前後の当センターとの打ち合わせ会議に出席すること。
※緊急事態宣言等の理由により、点検日が変更、又は中止になる可能性があることを承知しておくこと。
- (5) 内 容 神奈川県自家用電気工作物保安規程第18条に基づく定期点検・測定を行う。

2 共通事項

- (1) 業務内容
別紙1「対象機器別点検項目」に基づき別紙2「電気設備点検一覧表」の点検・測定を行う。
- (2) 共通仕様
本仕様書に記載してある事項以外は、電気事業法、電気設備技術基準、日本工業規格（JIS）等関連法規によるものとする。
- (3) 名簿
本業務の実施に際し、作業責任者及び作業員名を記載した名簿を事前に提出すること。
- (4) 工程表
本業務の実施に際し、事前に監督員（当センター電気主任技術者）と協議の上、工程表を提出すること。
- (5) 施設の一部使用
本業務に際し、必要により承認を得て、施設の一部を無償で使用することができる。
ただし、使用に際しては最小限にとどめ、使用後は原状復旧し、清掃等を行うこと。
- (6) 事故防止
本業務の実施に際し、事故の未然防止及び設備の機能低下の防止に努めること。
- (7) 時間の厳守
工程表に予定された時間内に作業が終了するように努め、やむを得ず予定時間を超える場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (8) 測定機器類の搬入
測定機器類の搬入は、監督員等が指定した場所に整理保管すること。

(9) 保護具の点検

保護具の点検は、1回目、2回目の精密点検実施の前に監督員と日程を協議の上、実施すること。

3 特記事項

(1) 臨機の処理

誤作動等により当センターの運営に支障を来さぬよう十分注意を払うとともに、万が一事故等が発生した場合は、受託者の負担により速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を発注者に報告すること。緊急手術等不測の事態により点検を中止せざるをえない場合は、発注者の指示に従い、別日の点検等の協議をすること。

(2) 記録

点検終了後その結果を取りまとめ、箇所ごとの作業写真と併せ2部提出すること。

(3) その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定めることとする。